

イギリスにおける特別な教育的ニーズをめぐる オンブズマン提訴事例の特徴

河合 康*

(平成14年10月31日受付；平成14年12月18日受理)

要 旨

本稿では、イギリスにおける特別な教育的ニーズをめぐるオンブズマン提訴事例を取り上げ、その特徴と、親の権利保障の実情を把握することを目的とした。17の事例を取り上げ、オンブズマンの裁決の基準となる「過誤行政」と「不公平」に関して、特別な教育的ニーズをもつ子どもをめぐる親の権利が実質的にどのような意味を持ち合わせているのかを検討した。今回の事例の分析により、特別な教育的ニーズをめぐるオンブズマン提訴事例においては、手続き上の不備や時間的な遅延にかかわる申し立てが多いことが明らかにされた。また、オンブズマンは教育法令には規定されていない不服申し立て事項を補完する機能を有していること、及び、裁定結果は法律改正にもつながる可能性があることなども明らかにされた。

KEY WORDS

Special Educational Needs	特別な教育的ニーズ	Ombudsman	オンブズマン
Parent	親	Appeal	不服申し立て

I. はじめに

現在のイギリスの障害児教育を方向づけたのは、1978年の「ウォーノック報告」¹⁾と同報告を法制化した「1981年教育法」²⁾(以下、「81年法」と略称する)である。同法における第一の骨子としては、障害種別カテゴリーを撤廃し、「特別な教育的ニーズ(Special Educational Needs)」(以下 SEN と略称する)という包括的な概念を導入したことが挙げられるが、親の権限を強化した点も見逃すことはできない。特に、SEN に関する親の不服申し立て制度の導入は、80年代以降のイギリスの障害児教育に大きな影響を及ぼした。この不服申し立て制度は、不服審査委員会への申し立てと大臣への不服申し立ての2段階のシステムからなっており、親の意見表明の機会を大きく拡大するものとなった³⁾。しかし、「81年法」における不服申し立て制度には、処理時間の長さ及び不服審査委員会の権限の弱さや専門性の欠如といった問題点が指摘されていた⁴⁾。

この親の不服申し立て制度は、「81年法」を修正した「1993年教育法」⁵⁾第III部によって、抜本的な改正がなされ、新たに「特別な教育的ニーズ裁定委員会(Special Educational Needs Tribunal)」(以下 SENT と略称する)が設置されることになった。この SENT の活動は、1990年代の SEN を持つ子どもの親の権利保障をより一層促進する役割を担うことになった⁶⁾。その

* 障害児教育講座

後、「1993年教育法」第III部は、「1996年教育法」⁷⁾第IV部に継承され、さらに、「2001年特別な教育的ニーズ・障害法」⁸⁾によって、「1996年教育法」の一部が修正され、現在に至っている。この修正においても、親の権利の強化拡充がなされている。

しかし、このように教育法令上の特別な教育的ニーズをめぐる親の権利保障の整備にもかかわらず、親が不服申し立てを行った後も、法廷訴訟やオンブズマンへの提訴の事例が後を絶たない。それ故、特別な教育的ニーズを持つ子どもの親の権利の実質的な意味内容は、こうした提訴事例の検討なくしては、その全体構造を把握することが困難である。そこで、本稿では、まず、オンブズマン提訴事例を検討することを通じて、イギリスにおける特別な教育的ニーズをめぐる親の権利構造を明らかにすることを目的とした。

ところで、イギリスにおけるオンブズマンは、1974年の地方自治法により、その調査活動を開始している⁹⁾。オンブズマンの機能は、地方当局等の行政行為について、市民が過誤行政(maladministration)の結果として引き起こされた不公平(injustice)を被ったとの苦情を監察することである。調査結果は報告書としてまとめられ、申し立て人と当局に送付される。過誤行政による不公平があったと判断された場合、当局は、対応措置についてオンブズマンに通知しなければならない。

1997-98年におけるオンブズマンへの提訴件数は全体で10,325件であり、その内、教育関係は881件であった¹⁰⁾。特別な教育的ニーズに関する提訴事例が全体占める割合は定かではないが、イングランドの3名のオンブズマンの内の一人である ホワイト(White, J.R.)は、6分の1近くが障害に関する不服申し立てであったと指摘している¹¹⁾。このように、特別な教育的ニーズをめぐるオンブズマン提訴事例は決して少ないとはいえない状況にあり、特別な教育的ニーズを持つ子どもの親の権利保障に対してオンブズマンの果たす役割は大きいものがあるといえる。以下では、特別な教育的ニーズをめぐる17のオンブズマン提訴事例を取り上げ、その特徴を明らかにする。

II. 事例の概要

【事例 A】¹²⁾

申し立ての子息は染色体異常で、発達が著しく遅れていた。評価は、1993年4月に始まり、オンブズマンに不服申し立てがなされた1994年4月においても評価は継続中であった。判定書案は、1994年9月に作成された。これは、政府の指針のほぼ3倍の期間であった。当局はこの遅れを説明できず、オンブズマンは、判定書¹³⁾の作成の遅れは過誤行政であると結論づけた。もし評価が適切に実施されていれば受けることのできた学校教育を、2学期間失うことになったと判断したのである。

【事例 B】¹⁴⁾

申し立て人の子息は、1985年以来、判定書が作成されていた。1990年9月、校長は彼に対する教育的対応に懸念を示した。しかし、1991年6月まで、当局は再評価の実施を決定しなかった。当局は、評価は特殊学校で行うと決定した。これは、親の意向に反するものであり、教育心理学士の同意も得ていなかった。母親は、子息を家庭に留まらせたが、当局は、1992年8月まで、家庭で再評価を行うことに同意しなかった。オンブズマンは、実質的な200ポンドの補償

を求めた。

【事例 C】¹⁵⁾

申し立ての子息は、1992年6月に、教育心理学士の診断を受け、当局は、評価を実施する通知を1992年7月6日に出した。評価は、1992年10月に完了した。しかし、判定書案は、母親が依頼した弁護士からの手紙が届いた後の1993年11月まで作成されなかった。また、判定書に記された対応は、1994年2月までなされなかった。当局はこの原因は財源不足にあるとし、彼を待機リストに登載した。オンブズマンは、「当局の財政上の制約は私は認めるが、それにも拘らず、当局の義務の不履行は過誤行政であると結論づけねばならない」とした。

【事例 D】¹⁶⁾

申し立て人は、子息の SEN の評価を1990年10月に求めたが、評価は実施されなかった。その後、中学校に進学した際、子どもは行動上の問題を呈し始めた。母親は、隣接する地方教育当局の公立学校に転校させた。1993年12月、子どもはその学校から出席停止を命じられ、その後、復帰したが、1月27日から長期出席停止とされた。その間の1月11日に、申し立て人は子どもの SEN の評価を求めていた。オンブズマンは、この評価の遅れを過誤行政と認めた。

また、当局の SEN 検討委員会で評価の要請が検討されたのは4月になってからであった。この遅れの第一の理由は、隣接する地方教育当局からの出席停止に関する文書の入手の遅れであり、これも過誤行政であるとされた。結局、文書の入手が遅れたため、4月の会議では検討がなされず、次の7月の会議まで待たなければならなかった。このさらなる遅れも不当であり、それ故、過誤行政であるとオンブズマンは判断した。

加えて、当局は、子どもが1月から学校に在籍していないことを知っていたにもかかわらず、家庭訪問指導がなされたのは、教育委員長への不服申し立てを行った後の6月2日であった。さらに、不服申し立てでは3月初旬に希望する学校を当局に伝えていたにも拘らず、当局は5月までその学校についての検討を行わなかった。5月の時点では、すでに定員を越えていた。このさらなる遅れも過誤行政と認められた。オンブズマンは当局に対して、申し立て人に250ポンド、子どもに500ポンドの支払いを命じた。

【事例 E】¹⁷⁾

申し立て人の子息は、判定書が作成されており、年に1回再審査がなされていた。中学校へ進学の時、再評価が実施された。1991年の新しい判定書には、特別な援助をつけての通常の中学校への就学が記された。一方、母親は、地域外の別の学校を希望した。すぐに、その中学校の対応は適切でないことが判明し、1992年11月、同意に基づいて、出席停止となり、家庭訪問指導が与えられた。母親の希望した学校は、財源がないことを理由に、子どもを受け入れようとしなかった。1993/94の間、彼は、前の中学校に生徒としてではなく、当局と学校間の特別契約によって通学した。1994/95期においては、1994年11月まで再び、家庭訪問指導が与えられ、その後母親が最初に希望した学校に通学を開始した。その学校は、始めは当局が提供しなかった特別な援助を提供し、彼を受け入れる準備をしていた。この過程の中で、最初の1991年の評価がなされたプロセスに過誤行政が認められた。

1987年以来、子どもは判定書が作成されていた。それ故、中学校へ進学する際、問題が生じ

るのは明かであった。政府の助言では、「評価プロセスで、すべての選択が考慮されるべきである」とされていた。しかし、母親の選択した学校（最終的には子どもはその学校に通学するようになった）は、母親からの文書での要請にもかかわらず考慮されなかった。当局の担当職員はこのことに、気づかなかったため、問題が生じたとき、当局は迅速に適切な教育を与えることができなかった。希望された学校は、唯一の明確な代替となる学校であり、唯一の障害は、当局がどの程度の援助を準備できるかであった。最終的には、学校に連絡が取られ、必要としている援助が検討され、その要件が同意されたとき、学校は学籍を与えた。当局が、早期に熱意を持ってこの選択を追求することを怠ったことは過誤行政に当たるとされた。対応が遅れた間、1991年の判定書は有効なままであった。その結果、1994/95年度の教育的対応は適切ではなく、これもまた、過誤行政に当たるとされた。

【事例 F】¹⁸⁾

申し立て人の子息は、重度の身体障害と学習困難があった。それ故、彼は、明らかに特別な教育的ニーズを持っており、当局にはそれに対応する義務があった。最終判定書は、オンブズマンが適切と考える時期の1年後に作成された。遅れの他に、判定書作成に関する行政処理にいくつかの不備があった。1990年11月、判定書案が両親に送付された。1991年5月24日に、当局は、両親に手紙を書き、そこには、判定書案が最終判定書とみなされる、と記されていた。しかし、最終判定書が作成されたことは明確にされなかった。子どもの教育プログラムについての9月の学校での会議において、両親は、判定書は案のままであることを確信するに至った。実際、本件担当の当局の教育心理学士と両親に送付された会議の議事録には、判定書はまだ案であり、修正が必要と記されていた。10月、母親が当局に電話した際の会話のメモには、当局が最終判定書を作成するのを「拒否し続けている」と記されていた。1992年4月、両親に、新しい評価が開始されることが伝えられた。オンブズマンは、1991年5月から1992年4月までの間、両親に与えられた「不適切で、誤解をまねく情報」により過誤行政があることを認め、これにより、両親が不安な状態になったとした。さらに、不服申し立て権について誤った情報が与えられた。1991年5月の手紙には、不服申し立ての期限は21日以内であり、判定書の一部に対してしかなされない、と記されていた。実際は、「81年法」では、不服申し立ての期限はなかった。また、判定書の他の部分への申し立ても可能であった。手紙では、不服審査委員会への申し立てにも大臣への申し立てにも言及していなかった。正確な情報を与えなかったことは過誤行政であるとされた。

【事例 G】¹⁹⁾

娘の文字の問題が顕在化した時、当局は、1992年3月12日に、特別な教育的ニーズの評価を実施することを両親に通知した。このケースは複雑で、情報を収集するのに時間を要したが、評価は、1992年11月には完了し、教育当局の職員に提出されていた。判定書案は、1994年7月8日まで母親に送られず、最終判定書は、1994年8月3日に作成された。学習困難児に対する教育は、特別教育リソース情報サービス局によって提供されていたが、当時、そこには、15名の教師しか確保されておらず、また、判定書が作成されている子どもだけしか対象としていなかった。当局の施策は、判定書に記された対応が確保されるまでは、判定書を作成しないというものであった。申し立ての子どもは、特別教育リソース情報サービス局の待機リストに載せ

られており、64番中57番であった。当時の施策は、第一に、財源はリストに登載された順に配分されるというものであった。オンブズマンは、判定書作成の遅れは過誤行政であり。その原因は当局の施策（特別な教育的対応が確保されるまで判定書を作成しないという施策）にあるとした。

【事例 H】²⁰⁾

申し立て人の子息に対して、1994年7月8日に最終判定書が作成された。そこには、当局の専門教師による、週2回、1回45分のセッションを受けることが記されていた。また、子どものスキルの発達を援助する機器の援助の提供を検討すべきであることも記されていた。しかし、これが提供されず、1995年1月になってようやく、援助が与えられたが、それは判定書に記された内容ではなかった。オンブズマンは、その対応を「全く不十分で、不適切」と述べている。判定書の作成の遅れによって、子どもに援助が与えられない期間が延びたというさらなる過誤行政が生じたと判断された。また、判定書での対応がなされなかった時期に、母親が負った個人指導に対して、適切な補償と経費の返済が求められた。

【事例 I】²¹⁾

申し立て人の子どもには、判定書が作成されていた。両親が転居した時に、子どもは居住地外の学校に通学を続けていたのだが、居住地の当局に対して不服申し立てがなされた。特別な教育的ニーズをもつ子どもへの対応を行う法的義務は、子どもが居住する地域の地方教育当局にあるという「81年法」第4条が根拠であった。一方、通達22/89によって、地方教育当局には、子どもが転入してきた場合、その子どもと子どものニーズを同定する義務がある、とされている。このケースでは、特別な教育的ニーズを担当する上級職員がこのケースを調査し、1名の教育心理学士とだけ相談し、当局は判定書の維持を中止すると決定した。オンブズマンはこれは過誤行政に当たると判断した。子どもがその当局に転居したことを考慮して、当局には法が求める通り、子どものニーズを評価する必要がある、この評価とは、職員が行った限られた評価では不十分である、とオンブズマンは判断を下したのである。

【事例 J】²²⁾

母親に代わって、顧問小児科医が、双子の子ども（男児）の SEN の評価を当局に求めた。当局は、それを評価の要請とはみなさず、子どもが SEN を持つかもしれないという単なる連絡であると考えた。オンブズマンは、当局がなぜそのような見解を採ったのか理解できなかった。当局は、何らかの疑念がある場合は、それを明確にしなければならない。さらに、小児科医の手紙を評価の要請とみなさないとした場合は、当局は申し立て人に、文書で正確に、どのような手続きをとるべきか知らせるべきであった。

申し立て人は、当局は法的再審査を実施していると考えており、一方、当局は、子ども（男）の進歩は監視するだけでよいと考えていた。当局は、このケースは双方の誤解の結果生じたものであると論じた。しかし、オンブズマンは、これは当局に責任がある誤解であるとした。なぜならば、申し立て人への情報提供や意思の疎通において多くの誤りがみられるからである。また、オンブズマンは「SEN は極めて複雑な領域である。両親には、全体的な事項と自分の子どもの特別な状況に関連する事項の両者について、文書によるものも含めて、明確な情報と説

明が与えられるべきである。」と考えた。

コミュニケーションにおける誤りは以下の通りであった。申し立て人に SEN についての出版されたりフレッツが与えられていないこと。法的評価の要請や不服申し立て等に関する権利を説明する手続きがとられていないこと。正規の不服申し立てがなされる以前に、法的評価がなされているのか、進歩の単なる監視だけなのかという問題に関して、当局が申し立て人に文書で全く知らせていないこと。

申し立て人とのコミュニケーションの誤りに加えて、他の手続き上の問題が確定された。SEN 部局の職員に対して文書による指示やガイダンス等が全くなかった。さらに、手続きがとられるという期待があったにも拘らず、実際にはすべての面においてその手続きがとられなかった。当該の小学校からの報告の収集の遅れがあり、当局内でのコミュニケーションの欠陥があった。それは、異なる部局内でのものと、同一の部局における下位の課内でのもの、及び他の部局とのコミュニケーションの欠陥の複数があった。さらに、記録保持も不十分であった。多くの電話での会話が未記録であり、一次的な記録には重要な決定について記されていないかった。

オンブズマンは、当局が申し立て人に種々の権利と SEN 全般に関する情報を与えるべきであったと結論づけた。また、当局は、小児科医の最初の手紙を法的な評価の要請であるとみなすべきであったとした。万一、法的な要請だとはみなさないとみなした場合は、申し立て人に明確に情報を与え、採るべき行動を文書で知らせるべきであったとした。こうした一連の手続きには、不公平に至る過誤行政があることが認められ、1,000ポンドの賠償が勧告された。

また、本ケースでは、オンブズマンが法的規則の不備があることを指摘している。地方教育当局には、期限内に評価の要請に返答しなければならない義務があるが、これは両親からか、子どもを直接受け入れている国庫補助学校からの要請に限られていた。保健当局や子どもの学校等の他の関係者からの評価の要請は該当していなかったのである。オンブズマンは、大臣に対してこの点に注意を向けるよう促した。

【事例 K】²³⁾

1994年12月10日に、学校より評価の要請がなされた。これが正規の要請となるかどうかとの議論があったが、1995年1月20日に両親が評価の要請を行ったことにより、正式に認められた。法律上、判定書は1995年7月の終わりまでに（特別な事情がない限り）作成されなければならないことになった（「93年法」により、評価の要請から最終判定書の作成まで最大26週と決められている）。しかし、実際は、1996年11月まで判定書は作成されなかった。この一連の手続きは過誤行政とされ、これは以下の行政上の不備により生じたとオンブズマンは判断した。

まず、学校からの男児への評価の要請への対応の遅れがあった。これは、1994年12月になされたが、当局は1995年2月10日まで対応しなかった。学校は、第三者の教育心理学士の報告書を添えた文書を提出した。その学校は、子どもの居住する地区の隣の学校であり、子どもはその学校に通学していた。当局は、隣の当局からの報告書が必要であるから、その文書は不十分であると論じた。しかし、教育心理学士の作成した報告書は、後に提出された報告書よりも長く、質的にも同等のものであった。

第二に当局は、隣の地方教育当局から教育心理学士の報告を得るのに長期間を要した。それは、照会する地方教育当局を間違えたからであった。報告書が作成された時、それは直接当局

に送られずに、学校と両親に送られた。それは、5月25日であった。両親が、当局側が報告書を保持していないとわかり、自分たちのコピーを送り、当局がそれを受け取ったのは8月16日であった。当局は、隣区の当局か学校がコピーを送付してくれると思っていたと述べた。当局は、報告書の受理を確認する手続きを整備していなかった。

さらに、この時点で、当局は法的評価を実施するか否かを決定するために必要なすべての情報を入手していたが、1995年11月2日まで決定は下されなかった。SEN 部局は職員が不足しており、当時は局内がかなり混乱していた。ある時、一人の職員がすべての評価を処理しようと試みたが、その優先順位を決める唯一の基準は親からの圧力であった。1995年10月、両親が法廷訴訟に訴える旨を伝えると、当局は11月2日に評価を実施することを決めた。これには、NHS Trust からの情報が必要であり、これが得られたのは1996年5月であった。この遅れについての当局の責任はなかった。この時点で当局はすべての情報を得ていたが、判定書案が作成されたのは1996年5月であり、最終判定書は1996年11月27日に作成された。オンブズマンは、NHS Trust の遅れは容認するとしても、判定書は1年早く、1995年11月に作成することができたとした。

【事例 L】²⁴⁾

再評価の後、1993年8月に第1次判定書案が作成された。第2次判定書は、同年10月に作成されたが、どちらも、親の同意は得られなかった。当局は、最終的な判定書を作成せず、親は不服申し立ての権利を得た。オンブズマンは、1994年1月までに、最終的な判定書を作成すべきだと考え、判定書の未作成は過誤行政であるとした。

実際には、判定書の作成は1995年10月まで遅れた。申し立て人は、弁護士を雇って判定書の作成を求めると共に、子どもを学校に就学させなくなった。オンブズマンは、この遅れは不当であり、過誤行政に当たると判断した。過誤行政が生じていなければ、弁護士を雇う必要はなく、子どももほとんど1年間特別な教育—当局も最終的にはこの教育が必要であると決定した—から見放されることもなかった。オンブズマンは、当局に対して、子どもと両親に合計13,500ポンドの支払を命じた。

【事例 M】²⁵⁾

申し立て人の子どもは、重度の障害と行動上の問題があった。彼は、学校から出席停止とされ、別の地区の学校に適切な場が見つかるまで4学期を要した。オンブズマンは、当局が、少年のために積極的に適切な場を探したことを認めたが、出席停止とされてから1年間、訪問教育を与えなかったことも確認した。訪問担当教師を応募したのは、出席停止となって2学期が経過してからであった。オンブズマンは、出席停止後、早急に公募がなされるべきであったと考えた。当局は、当局がすみやかに家庭訪問教育を実施していた場合に子どもが受けられた教育の経費と、時間と煩雑さの経費に対して、3,000ポンドを支払って、和解することに同意した。

【事例 N】²⁶⁾

母親は、娘が中学校へ進学する前に、特別な教育的ニーズの再審査を行うことが遅れたことに対して不服申し立てを行った。その遅れの結果、娘が中学校に進学する前に、聴聞を受ける十分な時間を得ることができず、SENT に不服申し立てを行う機会が奪われてしまった。判定

書の修正版は、小学校の最終学期が終了する5月15日まで母親の手元に送付されなかった。1994年に施行された実施基準（The Code of Practice）は、進学する最終学期が始まる前に、教育の場の最終措置がなされるべきであると規定している。オンブズマンは、実施基準の不履行は過誤行政に当たることを認めた。

【事例 O】²⁷⁾

母親は子どもの評価を1995年3月に求めた。当局と学校から、情報が求められたが、それだけでは不十分であり、教育心理学士による評価と助言が必要であると決定された。しかし、その時照会はなされなかった。両親は、1995年6月7日に、教育心理学サービスへの照会が処理能力を越えており、優先順位はニーズのレベルが高い者から与えられていると、伝えられた。照会がいつなされるのかについての指摘はなかった。また、評価が実施されるか否かについても言及できないと伝えられた。結局、評価の要請の8か月後の1995年11月22日と、12月12日に評価が行われた。両親には、法的評価が同意されたと伝えられた。当局は、期限が守られなかったことを認めたが、あらかじめ困難があるとわかっていない子どもの評価の要請に対しては行政上の困難があることを指摘し、需要に応じられるだけの教育心理学サービスの資源が不足していたと指摘した。しかし、オンブズマンは、遅れは明らかに過誤行政であることを認め、当局の弁解には何も言及しなかった。補償がなされ、早急に評価が完了すべきであるとされた。

【事例 P】²⁸⁾

父親は、1994年10月7日に、子どもの評価を求めた。学校に対して情報が求められたが、1994年11月29日まで返事がなかった。その間、1994年11月17日、教育心理学士が学校を訪問し、評価が適当であると勧告した。12月13日、両親に、教育心理学士の関与が必要であるが、そのサービスは不足しており、大きなニーズを持つ子どもに優先が与えられなければならないと伝えられ、照会がいつなされるのかについては触れられなかった。両親には、1995年の間、文部省の財源不足のために遅れていると伝えられていた。1995年11月24日に初めて、教育心理学士が1996年1月9日に評価を開始すると伝えられ、1995年12月15日に、正式な評価通知が両親に送付された。正規の依頼をしてから、14か月が経過していた。オンブズマンは、この遅れは過誤行政に当たることを認め、評価の早急の完了と、補償の支払が勧告された。財源不足については取り上げられなかった。

【事例 Q】²⁹⁾

申し立て人は、当局に、1993年9月に、自分の子どもを当局管轄外の中学校に進学させたい旨を伝えた。その中学校は、1994年の秋学期の始めから、学籍を準備していた。申し立て人は、この状況について、7月に、当局の職員と話し合いをした。しかし、職員は事情がよくわかっていなかった。8月に、申し立て人に、当局は、親の希望する学校での措置に対する財政的責任をとることに同意しないことを伝え、地域内の学校での学籍を指定した。しかしこの決定に対する理由は述べられなかった。

その後、さらに、子どもがどの学校に通学すべきかについて、申し立て人と当局の間で交渉が行われた。申し立て人が、不服申し立ての権利を行使できるようなやり方で、当局がこの問題を処理しなかったことに過誤行政があるとされた。1994年10月になって初めて、判定書の修

正版が作成された。最初の判定書案は、10月19日で、最終版は1995年1月19日に作成された。1994年の秋学期が始まる前にこの問題が解決されなかった点も過誤行政であるとされた。

その結果、1994年9月から1995年6月まで、子どもは学校に在籍しなかった。当局は、地域内の学校で学籍を提供していることを理由に、家庭訪問教育を提供するのを拒否した。しかし、申し立て人は、当局の判定書の作成の遅れという過誤行政のために、不服申し立てを行う権利を行使できなかった。当局は、この問題に気づいていたが、解決となる手だてを模索しなかった。親の希望する学校を認めない理由は、通学費であった。当局は、親が通学費を負担することを条件に子どもをその学校に通学させることを提案することもできたはずであった。当局の早期の過誤のために、問題が生じているとするならば、当局が緊急性と柔軟性を持って、その問題を解決しようとしなかったことは過誤行政であるとされた。

当局は、その後、親の希望する学校での学籍を認めた。しかし、オンブズマンは、子どもと親にとっての長期のストレスや不安、適切な段階での不服申し立て権の剥奪、教育機会の剥奪、当局とオンブズマンとの交渉に要する膨大な時間と煩雑さから生じる不公平を認めた。これを補償するために1,500ポンドの支払が命じられた。

III. 事例の検討

上記の事例から、オンブズマンへの提訴内容として第一にみられるものとして、諸手続きの実施の遅れが挙げられる。評価の遅れについては、A, D, J, K, L, O, Pの事例がみられる。特に、O, Pにおいては、当局は財源の不足を遅れの理由として挙げているが、オンブズマンは遅れの理由として認めていない点が注目される。判定書案又は判定書の作成の遅れについては、A, C, Lの事例がみられる。

判定書に記された特別な教育的対応がなされていない又は遅れたというケースもみられる。具体的には、C, Hであり、特に、Cのケースでも財源の問題に当局が触れているが、オンブズマンは取り上げていない。

その他、Iの判定書作成の中止の決定、Nの判定書の再審査の遅れの事例がみられた。また、関連する情報の収集の入手の遅れ(D)や、誤った情報の提供(F)など情報に関する事例もみられた。

また、事例Jにおいて、オンブズマンが法の不備を指摘しているが、この点については、「2001年特別な教育的ニーズ・障害法」によって修正がなされ、第三者による評価の要請も認められるようになっている。このように、オンブズマンは法に照合させてケースを判断するのみではなく、オンブズマンの裁定結果が法改正にまで直結する可能性があることが明らかにされた。このことから、オンブズマンの判断の重要性が広く認識されていることが察知された。

今回の事例分析より、オンブズマンへの提訴事例の特徴としては、教育法令で不服申し立ての事項として挙げられていない点、例えば、評価や判定書の作成に要する時間や評価の実施方法等に関する不服申し立てが多いことが明らかにされた。加えて、こうした場合の多くが、親の申し立てが認められている点に注目すべきであろう。なぜならば、オンブズマンは、教育法令で規定されている親の不服申し立て制度で欠落している部分を補完する機能を有しているとも考えられるからである。

但し、オンブズマンへの提訴と法廷訴訟が並行して行われ、両者の判断が異なる場合はオン

ブズマンの判断は効力を持たないとされており、また、オンブズマンの報告書で示される判断は拘束力が弱いことが指摘されている³⁰⁾。今後は、他のオンブズマン提訴事例の分析を進めると同時に、法廷訴訟の判例の検討も合わせて行い、親の権利保障の構造をより深く考察していきたいと考えている。

〈注及び文献〉

- 1) HMSO(1978): Special Educational Needs. Report of the Committee of Enquiry into the Education of Handicapped Children and Young People.HMSO.
- 2) HMSO(1981): Education Act 1981.
- 3) 「81年法」における親の不服申し立て制度については、拙稿(1985)：イギリス特殊教育における親の教育関与への権利について－「1981年教育法」を中心にして－. 心身障害学研究, 9(1), pp.39-57. を参照.
- 4) 「81年法」における不服申し立て制度の問題点についての詳細は、拙稿(1998)：イギリスにおける特別な教育的ニーズをめぐる親の不服申し立て制度. 上越教育大学研究紀要, 17(2), pp.675-686. を参照.
- 5) HMSO(1993): Education Act 1993.
- 6) 特別な教育的ニーズ裁定委員会の詳細については、拙稿(1999)：イギリスにおける特別な教育的ニーズ裁定委員会の活動. 特殊教育学研究, 37(1), pp.33-40. を参照.
- 7) HMSO(1996): Education Act 1996.
- 8) HMSO(2001): Special Educational Needs and Disability Act 2001.
- 9) イギリスにおけるオンブズマン制度と機能については、窪田真二【父母の教育権研究】並紀書房 1993年 第II部第三章 を参照した。
- 10) The Commission for Local Administration in England. Local Government Ombudsman; Annual Report 1997/98. p.16.
- 11) *ibid.*, p.13.
- 12) Compliant no. 93/A/0377. Education and the Law, 8(3), 1996, p.218.
- 13) 判定書とは、特別な教育的ニーズを持っていると判断された子どもに対して作成される行政上の文書のことをいう。
- 14) Compliant no. 93/C/2602. Education and the Law, 8(3), 1996, p.222.
- 15) Compliant no. 93/C/2833. Education and the Law, 8(3), 1996, pp.221-222.
- 16) Compliant no. 94/A/2147. Education and the Law, 10(1), 1998, pp.77-78.
- 17) Compliant no. 94/B/2578. Education and the Law, 8(3), 1996, p.223.
- 18) Compliant no. 94/B/3458. Education and the Law, 8(3), 1996, p.224.
- 19) Compliant no. 94/C/0595. Education and the Law, 8(3), 1996, pp.220-221.
- 20) Compliant no. 94/C/0743. Education and the Law, 8(3), 1996, pp.224-225.
- 21) Compliant no. 94/C/4882. Education and the Law, 8(3), 1996, p.222.
- 22) Compliant no. 95/A/2010. Education and the Law, 9(3), 1997, pp.258-260.
- 23) Compliant no. 95/A/5063. Education and the Law, 10(1), 1998, pp.81-83.
- 24) Compliant no. 95/B/2431. Education and the Law, 9(3), 1997, pp.260-261.
- 25) Compliant no. 95/B/4238. Education and the Law, 9(3), 1997, p.257

- 26) Compliant no. 95/C/1636. Education and the Law, 9(3), 1997, pp.257-258.
- 27) Compliant no. 95/C/2687. Education and the Law, 8(3), 1996, pp.219-220.
- 28) Compliant no. 95/C/2757. Education and the Law, 8(3), 1996, p.220.
- 29) Compliant no. 96/A/0679. Education and the Law, 10(1), 1998, pp.84-85.
- 30) 前掲書9) p.232.

〈付記〉本研究は、平成13-14年度科学研究費補助金基盤研究C(課題番号13610288)の助成を受けて実施されたものである。

The Characteristics of The Cases of Appealing to the Ombudsman concerning Special Educational Needs in Great Britain

YASUSHI Kawai*

ABSTRACT

The purpose of this study was to analyze the characteristics of the cases of appealing to the ombudsman concerning special educational needs in Great Britain. By analyzing 17 cases it was found that most of appeals to the ombudsman were related to 1) the imperfections of the assessment and statementing procedures and 2) the delay of making the assessment and the statements.

From this case study it was suggested that ombudsman would complement the appeal systems which were based on the educational law and that the ombudsman's decisions were sometimes leading to the changes of the laws.

* Division of Special Education